

表2-1 令和5年度調査地点別水質項目の環境基準達成状況

大根川水系(調査地点①～⑦)

大根川水系		生活環境の保全に関する環境基準:A類型					基準は 設定されていない	
調査項目		pH	BOD75%値	DO	SS	大腸菌数	全りん	全窒素
調査地点	単位	(-)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)	(mg/L)	(mg/L)
谷山川と青柳川の合流箇所 (① 高柳橋)		7.8 7.7 7.4 7.3	0.9	9.1	3	780	0.23	1.9
大根川の太郎丸橋上流 (② 太郎丸橋)		7.2 7.4 7.1 7.0	0.5	9.2	1	93	0.10	1.8
大根川の熊鶴橋上流 (③ 熊鶴橋)		7.5 7.8 7.3 7.2	0.7	9.6	2	180	0.041	1.6
米多比川の外輪崎橋上流 (④ 外輪崎橋)		7.7 7.8 7.6 7.4	0.9	9.6	3	370	0.095	1.5
谷山川と薬王寺川の合流地点 (⑤ 樋門田橋)		7.9 7.7 7.6 7.3	0.8	9.7	3	380	0.061	1.2
谷山川上流 (⑥ 新谷山橋)		8.0 7.3 7.2 7.1	0.7	9.1	8	200	0.044	1.2
青柳川の小竹地区 (⑦ するめだ橋)		7.8 7.7 7.6 7.2	1.1	9.5	3	2200	0.23	2.5
環境基準(A類型)		6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	300CFU /100mL以下	-	-
各調査地点の環境基準 (項目別基準値)適合判定方法		全調査の測定値が基準値を満たしていること	全調査の測定値の75%値が基準値を満たしていること	全調査の測定値の平均値が基準値を満たしていること	全調査の測定値の平均値が基準値を満たしていること	全調査の測定値の90%値が基準値を満たしていること	-	-

中川水系(調査地点⑧～⑨)

中川水系		生活環境の保全に関する環境基準:設定されていない					基準は 設定されていない	
調査項目		pH	BOD75%値	DO	SS	大腸菌数	全りん	全窒素
調査地点	単位	(-)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)	(mg/L)	(mg/L)
⑧ 中川橋		7.9 7.8 7.4 7.2	0.7	9.1	3	170	0.10	1.3
⑨ 松原橋		7.8 7.9 7.5 7.4	1.1	10.1	3	460	0.054	1.1

表2-2 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度